

奈良県コンベンションセンターコンベンションホール使用料等の減免措置に係る取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県民が行う文化芸術活動、趣味又は教養に係る活動、まちづくりに係る活動及びボランティア活動を推進するため、奈良県コンベンションセンター条例（平成28年6月奈良県条例第11号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定による使用料の全部又は一部の免除（以下「使用料の減免」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設 条例第2条第1項に規定する施設をいう。
- (2) 利用申込 奈良県コンベンションセンター（以下「コンベンションセンター」という。）に施設の利用を申し込むこと（奈良県コンベンションセンター管理規則（令和2年3月奈良県規則第39号。以下「規則」という。）第3条第1項の規定に基づく使用の申込みのほか、利用予定者がコンベンションセンターに対して、具体的な利用予定日時を示して施設の空き状況を照会するとともに、コンベンションセンターとの間で当該施設を利用することを仮に合意することを含む。）をいう。
- (3) 利用者 コンベンションセンターに利用申込をした催事の主催者をいう。
- (4) 利用予約 条例第2条第1項の使用の承認を受けることをいう。
- (5) 利用日 利用者が施設を利用する日をいう。
- (6) 減免期間 利用日から3か月前までの期間をいう。

(減免の対象となる者)

第3条 使用料の減免の対象となる者は、県内に事務所又は活動の拠点をもつ個人又は団体（原則として、個人にあつては県内に住所を有している者に限り、団体にあつては代表者及び構成員の過半数が県内に住所を有しているものに限る。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、減免を受けることができない。

- (1) 国、地方公共団体、独立行政法人その他の公共団体及び当該公共団体が構成員に含まれる団体
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号の暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する個人又は団体
- (3) 営利活動、政治活動又は宗教活動を目的とする団体

(減免の対象となる活動内容)

第4条 使用料の減免の対象となる活動内容は、文化芸術活動、趣味若しくは教養に係る活動、まちづくりに係る活動又はボランティア活動とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 公益を害するおそれのあるもの
- (2) 暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるもの
- (3) 寄附金の募集を伴うもの
- (4) 営利活動、政治活動又は宗教活動に該当するもの
- (5) 国、地方公共団体その他団体を実施する他の補助金等の交付を受けるもの
- (6) 国及び地方公共団体からの委託を受けて実施するもの
- (7) 知事が第1条の趣旨に照らし不相当と認めるもの

(減免の対象となる施設等)

第5条 使用料の減免の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、条例別表の一の表に掲げる施設（天平ホール及び駐車場を除く。）とし、使用料の減免の額は、条例別表の一の表に定める使用料の半額とする。ただし、十円未満の端数が生じた場合は、当該十円未満の額を切り捨てた額とする。

(減免の対象となる利用)

第6条 利用者は、次に掲げる全ての要件に該当する場合に限り、使用料の減免を受けることができる。

- (1) 減免期間内に新たに利用申込を行うこと。ただし、減免期間前に利用申込をしている施設を、減免期間内に別の対象施設の利用に変更する場合は、この限りでない。
 - (2) 奈良県コンベンションセンターの施設使用料の減免措置に係る取扱要綱（令和2年3月制定）に基づく使用料の減免の適用を受けていないこと。
 - (3) 利用日が令和7年度中（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、減免期間内に利用予約が取り消された場合（利用者が利用予約の日時を変更する場合を含む。）、当該利用予約に係る利用者及びその関係者（当該利用予約に係る利用者の対象施設の利用に関与していると知事が認める者をいう。）が、当該取り消された利用予約の日と同じ日（複数日のうち一部の日が重なる場合を含む。）に利用申込を行うときは、使用料の減免を受けることができないものとする。

(減免手続)

第7条 使用料の減免を受けようとする利用者は、使用申込書に併せて減免申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(減免の取消し等)

第8条 知事は、利用者が偽りその他不正の手段により使用料の減免を受けたと認めるときは、使用料の減免の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により使用料の減免を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に減免した使用料の納付を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年2月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱の規定は、同日以後に利用申込等を行った対象施設に係る使用料について適用し、同日前の利用申込に係る使用料については、なお従前の例による。

奈良県コンベンションセンター使用料減免申請書

下記使用に係る使用料を減免して下さるよう申請します。

記

1 使用施設	
2 使用日時	年 月 日 () : から 年 月 日 () : まで
3 減免理由	<input type="checkbox"/> 文化芸術活動 <input type="checkbox"/> 趣味・教養に係る活動 <input type="checkbox"/> まちづくりに係る活動・ボランティア活動
4 添付資料	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> その他 ()

要綱第3条第1項、第4条及び第6条第1項各号に掲げる全ての要件を満たし、第3条第2項各号、第4条ただし書各号及び第6条第2項に該当しないことを誓約します。

これに違反した場合には、使用料の減免の決定を取り消され、及び減免された使用料の納付を命ぜられても異議ありません。

奈良県知事 殿

年 月 日

住所

氏名

印

(団体の場合には、その所在地及び名称並びに代表者の氏名)

第2号様式（第7条関係）

事業計画書

事業名		
事業内容 (趣旨・目的等 具体的に記載 してください)		
使用施設		
使用日時	年 月 日 () : から 年 月 日 () : まで	
収支計画	収入 : (円)	<主な内訳> ・ ・ ・ ・
	支出 : (円)	<主な内訳> ・会場使用料 (円) ・ ・ ・